

議 事 録

第 18 回 定 例 総 会

令和7年1月10日

太田市農業委員会 18 回定例総会議事録

開会日時 令和7年1月10日(金) 午後2時
閉会日時 令和7年1月10日(金) 午後3時
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (16人)
1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男
5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 9 津久井準一郎
10 木村 克己 11 高木 勝 12 清水 由紀江 13 中村 幸江
15 小磯 典夫 17 室田 道博 18 永井 幸二 19 片亀 昌子

欠席委員 (3人)
8 飯塚 茂夫 14 内田 達夫 16 石原 康男

出席職員 (8人)
高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目次長補佐
町田主任 松井主任 大崎主任 浜岡会計年度任用職員

会議に付した事項
議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について (会長)

報告事項
報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第18回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員16名、欠席の委員3名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、1番 長谷川耕一委員 と 2番 遠藤弘一委員 のお二人にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の浜岡会計年度任用職員を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。

事務局より、提案をお願いします。

- 事務局 議案第1号 農地法関係許可取消願について、会長宛てに2件提出されております。
1番、東金井町の土地について、しめじ栽培施設用地として許可を得ましたが、諸事情によりしめじ栽培ができなくなったため、当該許可を取り消すものです。
2番、新野町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、譲受人の持ち分に誤りがあったため、当該許可を取り消すものです。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 事務局の提案が終わったので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 第2地区が報告します。
文書に書いてあるとおり、許可申請したんですけども、しめじを作るというのができていなくて、今、耕作放棄地になっています。それで、次ので出てくるんですけども、ここを●●●の駐車場に利用したいということで話が出ています。現場を見たところ、耕作放棄地で、ほかの農地に影響はないので、許可相当と地元では意見決定しました。再度のご審議をお願いいたします。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 番号2番について報告します。
当地区協議会で調査書に基づき調査した結果は、一般住宅用地として許可を得たが、譲受人の持ち分に誤りがあったため、許可を取り消し、農地法第5条を再申請したい。

現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、取消し相当と意見決定しました。これは、議案第5号14番と関連しています。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号2番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番を取消しとすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。提出件数は13件です。事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数13件について、朗読し詳細に説明する。

1番 只上町の土地 田 2,758 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大し、経営安定を図りたい。

2番 新野町の土地 畑 1,250 m²、売電事業を行うと共に、農地を活用し、優良農地を保全したい。

3番 寺井町の土地 畑 52 m²、農地を譲受け、経営の安定を図りたい。

4番 阿久津町の土地 畑 404 m²、弟より農地を譲受け、経営規模を拡大し、農業に精進したい。

5番 大館町の土地 畑 618 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

6番 新田中江田町の土地 田 661 m² 外2筆 計3,452 m²、営農規模拡大のため、農地を借り受けたい。

7番 新田中江田町の土地 田 1,582 m² 外1筆 計3,224 m²、営農規模拡大のため、農地を借り受けたい。

8番 新田赤堀町の土地 田 1,993 m²の内1,937 m²、営農規模拡大のため、農地を借り受けたい。

9番 新田小金井町の土地 1,880 m²の内1087.10 m²、農地を借り受け、農業に精進したい。

10番 新田市野倉町の土地 畑 1,854 m²、売電事業を行うと共に、農地を活用し、優良農地を保全したい。

11番 新田大根町の土地 田 2,621 m² 外1筆 計4,604 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

12番 新田上田中町の土地 田 786 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

13番 新田金井町の土地 田 2,274 m²、既に借り受けている農地を譲受け、経営の安定を図りたい。

1番、3番から9番、11番から13番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

2番及び10番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地条件設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要はありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

なお、番号2番及び10番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものいたします。

それでは、番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、18番委員は議事に参与することができませんので、恐縮ですが、退室願います。

(18番委員 退出)

3番委員 1番について、報告します。

現地調査をしたところ、耕作されており、18番委員は農機具を所有しておりますので法律上問題ないと思って、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。18番委員は入室してください。
(18番委員 入室)
- 議長 続いて、番号3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 3番について報告いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、前回の7月の3条の申請時に農地を確認したところ、畑の一部が市の土地であることが判明し、今回、この申請地を市から払下げをし、譲受人は農地を譲り受け、経営の安定を図るものです。
また、譲受人は大規模野菜農家で、農業機械、作業労働者も十分確保しております。
周辺農地は全て譲受人の畑であり、問題ないものと判断し、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号4番、5番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 10番委員 番号4番、5番について、第4地区委員の代理で報告します。
第4、第5地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。
番号4番、5番については経営規模拡大を目的としており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断しました。
いずれの申請も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

議 長	ただいま、第4地区協議会より番号4番及び5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員 長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号4番及び5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議 長	全員賛成でありますので、番号4番及び5番を許可とすることに決定いたします。
議 長	続いて、番号6番から9番並びに11番から13番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
15番委員	第5地区がご報告いたします。 6番、7番、8番は全部使用貸借でありまして、借受人が同一人ということで現場を見てまいりましたところ、きれいに整備されて何ら問題はないと思いましたので、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。 再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。
9番委員	続きまして、9番を報告いたします。 現地調査をしたところ、申請地を借り受け、農業に精進したいということで、現地確認をしたところ、周辺も農地であり、一部ハウス等も若干ありますが、田んぼと畑、両方ありまして、田んぼのほうの借受けをしたいということで、現地確認した結果、周辺も、先ほど言いましたように農地なので問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。 再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。 あと、10番につきましてですけれども、これは5号の23番と関係がありますので、そちらで一括の報告をしたいと思ひます。 以上です。よろしくお願ひいたします。
10番委員	続きまして、番号11番から13番について報告します。 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。 番号11番から13番については、経営規模拡大や経営の安定を目的としており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断しました。 いずれの申請も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。 再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号6番から9番並びに11番から13番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号6番から9番、11番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長 (挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号6番から9番、11番から13番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は9件です。事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数9件について、朗読し詳細に説明する。

1番 米沢町の土地 41 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 牛沢町の土地 4,297 m²の内 6.12 m²、農地区分は、「今後長年にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

3番 西長岡町の土地 971 m²の内 0.22 m²、外1筆 計2,229 m²の内5.80 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

4番 新田中江田町の土地 644 m²の内9 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

水道管理設用地として一時転用するものです。

5番 新田中江田町の土地 18 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

6番 新田市町の土地 509 m² 外1筆 計512.70 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

7番 新田上田中町の土地 439 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

8番 山之神町の土地 709 m² 外2筆 計870 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設に供する場合」には例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。農業用施設用地として転用するものです。

9番 大原町の土地 1,711 m²の内 0.816 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番及び2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員

では、1番と2番につきまして、沢野地区が報告いたします。

まず1番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

転用目的は、一般住宅用地（敷地拡張）ということでございます。

申請理由としましては、自宅を売却するために調査したところ、敷地の一部を農地法の許可を得ずに使用していたことが判明したため、申請理由書を添付し、是正するものであります。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、2番について説明させていただきます。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

転用目的につきましては、営農型太陽光発電設備用地（一時転用）ということで、申請理由につきましては、農業を営んでおり、下部農地で梅

を栽培しながら耕作地を利用し、再生可能エネルギーを活用した営農基盤の強化を図りたい。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、特に問題もないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 2番について、事務局、少し補足してくれますか。

事 務 局 2番についてですが、こちらの農地所有適格法人さん、ほかの自治体でも既に営農型太陽光発電設備用地で転用許可を取って営農型太陽光をやっているんですけども、そちらのほうの管理状況等を各自治体に事務局のほうで確認したところ、特段問題なしで良好に営農されているということでしたので、今回、備考のほうにあります、営農型太陽光を一時転用したいということで10年間、10年間で申請できる理由としては、認定農業者であることということなんですけれども、認定農業者であり、かつ他の自治体でも良好に営農がなされているということで、今回、10年間で許可申請が上がっております。以上です。

議 長 ありがとうございます。

委 員 ただいま、第1地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

議 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

議 長 番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 番号3番について、16番委員の代わりに報告をいたします。

番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

番号3番は営農型太陽光発電設備用地を目的とした一時転用の申請で、今回が2回目の更新です。

申請人は農業を営む法人であり、申請地ではサカキの栽培を行っています。管理、作付状況とも良好です。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議	長	ただいま、第3地区協議会より番号3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号4番及び7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
15番	委員	報告いたします。 4番、5番は申請人が同一人ということで、母屋を新築するために水道管の埋設用地の一時転用に伴って調べたところ、車庫が農地の一部に食い込んでいるということが判明して、是正したいということで、水道管の埋設用地の一時転用と、車庫の農地の部分の転用ということで、ここを調査しましたら、何ら問題なく許可相当と思われるので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上です。
9番	委員	続きまして、第5地区から報告いたします。 案件としますと、6番の住宅用地の拡張及び道路後退の関係であります。 現地を確認したところ、娘の分家を建てるに当たり、調査測量の結果、既存宅地の南側農地に建物があることが判明したため、是正をするものであります。 また、始末書等も提出されておりますので、手続上問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
10番	委員	続きまして、7番を報告します。 この案件は、農地取得のため所有地を調査したところ、自宅の敷地の一部を農地法の許可を得ず使用していたことが判明したため、始末書をつけて是正するものです。 なお、この場所については、以前から、先代のときに農作業用として必要に迫られて作ったままだったので、今度、農地を取得するに当たっての是正をしたいということなんですけれども、許可相当ということでよろしく申し上げます。以上です。
議	長	ただいま、第5地区協議会より番号4番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号4番から7番を許可とすることに決定
いたします。
- 議 長 続いて、番号8番及び9番について、第6地区協議会の調査した意見
結果を報告願います。
- 11 番 委 員 8番をお伝えします。
この案件は、申請人のお孫さんが住宅を建築するために所有地を調査
したところ、許可を得ずに農業用施設用地として利用していたものが
判明し、是正したいということです。
地区協の中では許可相当として意見決定しましたので、再度のご審議、
よろしく願います。
- 17 番 委 員 9番についてご報告します。
議案書の目的欄、備考欄に記載してありますように、営農型太陽光の
一時転用と2回目の更新ということでございます。
なお、下部作物はサカキを栽培しているところでございます。
現地の状況ですけれども、農地内の全体に防草シートが敷設されてい
まして、雑草対策は比較的良好に管理されているという状況でございま
す。
ただ、営農型太陽光発電の許可条件でもあります作物の栽培状況は極
めてお粗末な状況でありました。申請書の栽培計画の2割ちょっとに
も満たない状態で作物が作られているという状況でありますので、か
つて農業委員会でも指導しておったようでございますけれども、いま
だ改善が見られない状況ということでございます。
これらのことから、地区協議会としましては、営農型太陽光発電の許
可方針に基づく下部の栽培にも熱心に取り組んでいただきたいという
ことから、許可年数を1年という方向で意見決定したところでござい
ます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 事務局は、この件、補足はありますか。
事 務 局 今、委員さんからお話があったとおり、現地は単収要件を満たす作物
の本数が作付されていなくて、今回の申請の中では8割単収を満たす
本数を作付けする計画になっていますので、その計画本数が実際に作
付されるのを確認するという意味も込めて、1年間というふうに地区
協でお話がありました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。

ただいま、第6地区協議会より番号8番及び9番、9番については申請の3年を1年について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

18番委員 今、事務局のほうで説明がありましたけれども、本数が少ないということなんだけれども、何%ぐらいの標準の割合で植えてあるんですか。

事務局 令和6年4月から営農型の取扱いが変わりまして、下部農地の取扱いも変わったことから、当時必要な本数と、令和6年4月から取扱いが変わった後の必要本数が異なっているので、ちょっとすみません、パーセントは出せないんですけども、大体半分よりは少ない状況ではあります。

議長 現状、現地を見に行った状況では、現地は70本以上は植えられているんですけども、今の取扱いですと280本ほど必要になります。

議長 それでは、御意見、御質問等もないようですので、採決いたします。番号8番及び9番を、これは地区協議会から提案された年数ですが、条件として許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長 (挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号8番及び9番を許可とすることに決定します。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

事務局 提出件数は1件です。

事務局 事務局より、提案をお願いします。

事務局 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、会長宛てに1件提出されております。

事務局 1番、東金井町の土地について、当初から今回の拡大エリアを含めて計画しており、今回契約をいただけたことにより、利用計画の変更と事業区域を拡大する申請となります。

事務局 ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

議長 番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 報告します。

3番委員 これは何年も続いていた東金井の●●●の駐車場予定地なんですけれども、どうせでしたら、ここまで市街地で編入してくれれば一切問題なかったんですけども、どういうわけか市街地にならなくて残っていたものです。

現地を調査したところ、モータープールになるということで耕作していないで、耕作放棄地、草が2mぐらい茂っているところなので、逆に転用して地域の安全になるかなど。野火でも発生したらすごく大変だなというような地域になっていますので、許可をして駐車場にしてもらったほうがいいというような話になりました。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は28件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数28件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 373㎡ 外1筆 計811㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

2番 別所町の土地 119㎡ 外1筆 計250㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 龍舞町の土地 288㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 龍舞町の土地 500㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 龍舞町の土地 170㎡ 外1筆 計538.72㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 龍舞町の土地 34㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 上小林町の土地 319㎡ 外1筆 計321.60㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 矢場町の土地 289 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 矢場町の土地 250 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 東金井町の土地 4,158 m²、農地区分 第二種、モータープール用地として転用するものです。

11番 東金井町の土地 710 m² 外1筆 計1,324 m²、農地区分 第二種、モータープール用地として転用するものです。

12番 只上町の土地 117 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 新野町の土地 1,250 m²の内10.65 m²、農地区分は、「今後長年にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

14番 新野町の土地 272 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 新野町の土地 391 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 強戸町の土地 191 m² 外2筆 計327 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

17番 菅塩町の土地 500 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。一般住宅用地として転用するものです。

18番 世良田町の土地 404 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田赤堀町の土地 276 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田村田町の土地 342 m²、農地区分 第一種、第一種農地は

原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

21番 新田村田町の土地 213.40 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田市町の土地 484 m² 外1筆 計484.29 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

23番 新田市野倉町の土地 1,854 m²の内 10.27 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

24番 新田大根町の土地 115 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

25番 新田上江田町の土地 404 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

26番 藪塚町の土地 449 m²、農地区分 第二種、植木の植栽育成地用地として転用するものです。

27番 大原町の土地 109 m²、農地区分 第二種、建売分譲用地として転用するものです。

28番 大原町の土地 1,319 m²、農地区分 第二種、建売分譲用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番及び2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 1番につきまして、沢野地区が報告させていただきます。

当地区協議会で許可チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。

転用目的としまして、太陽光発電設備設置用地ということで、申請理由につきましては、太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電を行いたいということです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、また、隣接への説明もされているようでございます。

また、誓約書も添付されておりますので、特段問題なしと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

7番委員

2番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。

2番については、借家に住んでおり、手狭となったため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいというものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いします。

議長

ただいま、第1地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号3番から12番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員

報告します。

3番、4番、5番、6番を報告します。

場所は龍舞町でありまして、それぞれ借家に住んでおります。資金の都合もついたため、閑静で立地条件のよい申請地を取得し、自己の住宅を新築したいという申請理由であります。

周りは一般住宅用地でありまして、住宅が建っております。農地もあまりなくなっておりまして、周辺農地にはあまり関係はありませんでした。

第2地区において、許可相当と意見が一致しておりました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 13 番 委 員 番号7番、8番、9番をご報告いたします。
7番、8番、9番までは、譲受人は申請地を取得して、自己の住宅を新築するものです。
いずれも3面側溝もあり、現地を確認したところ、周辺への支障もないと思いますので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 3 番 委 員 10番、11番を報告します。
10番は、先ほど●●●の駐車場という意見のところ、こちらは賃貸で駐車場として貸すと。
11番は売買でモータープールになるということで、現地調査をしたところ、先ほどの耕作放棄地になっていますので、他の農地には影響のないものと。このところ以外で全て、もう農地はなくなりました。以上です。
- 18 番 委 員 それでは、説明いたします。12番です。
これは、借家に住んでおられて、申請地を父より借り受けて、自己の住宅を新築したいということで今回出てまいりました。
この施設の概要のところ●●●●●●の一体利用となっていますけれども、今回の申請の面積、117㎡では少ないので、その土地の部分と畑の部分を一体的に利用するというので申請が出ておられて、周辺の状況は、営農条件に支障はない。
さらに、許可基準から見た判断は、それぞれ適当ということで、地区協議会では許可相当と決定しました。
再度協議をお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号3番から12番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番から12番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号13番から17番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、議案第2号番号2番の農地法第3条の区分地上権についても併せて報告願います。
- 5 番 委 員 番号13番から15番までを報告します。

番号13番について報告します。

営農型太陽光発電所用地を目的とした一時転用の申請であり、昨年8月に更新の許可はされた案件となります。その際、過去3年間の作物の生育状況、農地の管理状況ともに要件を満たすものではなかったことから営農者の変更を行い、営農状況を改善し、適正な営農を行うとの申請がありました。そのため、改善状況及び圃場管理の継続的な実施を確認する必要があることから、一時転用期間6か月での許可とされたものです。

再許可後の申請地やその周辺の管理について改善が見られ、営農計画、作付状況等も収量確保のための改善策が講じられていることから、引き続き適正な営農継続が徹底されることを条件に、当地区協議会では一時転用期間3年間での許可相当と決定いたしました。

また、議案第2号2番の区分地上権の設定については、今回の営農型太陽光発電設備が許可されたときに伴う設定であり、周辺農地への支障もないことから、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

14番について報告します。

当地区協議会で調査した結果、これは議案第1号2番と関連していません。令和6年9月に許可を得ましたが、譲受人の持ち分の変更のため取り消し、再度、農地法第5条申請をして一般住宅を新築するものです。

番号15番を報告します。当地区協議会で調査した結果、譲受人は借家に住んでおり、生活環境のよい申請地を取得し、自己の住宅を新築するものです。

番号14番、15番ともに現地を確認したところ、周辺には農地はなく、住宅が立ち並んでおり問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

6番委員

16番について報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は土木業を営んでおり、市外での業務増加に伴い資材置場が不足しているため、只上町の会社の近く、インターチェンジに近い申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

現地を確認したところ、周りは西北に八瀬川があり、南東側は道路となっており、一部住宅と隣接しますが、周辺農地への支障もなく問題はないと思われまので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、17番について、16番委員の代わりに報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

譲受人は実家に住んでおり、申請地を父より借り受けて自己の住宅を新築するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会よりご説明がありました。番号13番、事務局、補足意見はありますか。

事務局 先ほど5番委員から報告をしていただいたとおりでございますけれども、改善状況としましては、当初、苗の本数等も足りてはいなかったんですけれども、必要本数、目標収量に達する予定の本数を植え付けてあって、現地、既に管理のほうもされております。以上です。

議長 ありがとうございます。

委員長 ただいま、第3地区協議会より番号13番から17番及び議案第2号番号2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

議長 番号13番から17番及び議案第2号番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号13番から17番及び議案第2号番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号18番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員 番号18番について、第4地区委員の代理で報告します。

議長 譲受人は実家に住んでおり、自己の住宅を新築するため転用するものです。

議長 許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

議長 番号18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号 18 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号 19 番から 25 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、議案第 2 号番号 10 番の農地法第 3 条の区分地上権についても併せて報告願います。
- 15 番 委員 19 番をご報告いたします。第 5 地区でございます。
これは住宅建築のための土地の売買ということで、付近一体ほとんどが宅地化されておりまして、残った 1 軒ということで、この 1 軒が家が建つと大体住宅地に変貌するという感じのところでありまして、地区協議会で協議いたしましたところ、許可相当と認められましたので、再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。
- 9 番 委員 続きまして、同じく第 5 地区が報告します。
20 番であります、チェックリストに基づきまして現地を確認したところ、周辺は住宅と農地であり、特に農地にも支障はなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
続きまして、21 番であります、これもチェックリストに基づきまして現地確認と聞き取りをしたところ、周辺は住宅地と、北側に水路がありまして、登記上は宅地であります、農地として登録されているので今回の申請に至ったものであります。
周囲に支障はなく、諸般の事情を鑑み、始末書も提出されていることから、手続上、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
続きまして、22 番ですけれども、これは議案 3 号の 6 の隣接地に位置します。現地のほうを確認したところ、隣接地に親の建物や農地がありますが、周辺に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
23 番であります、これについて報告いたします。本件は、番号 13 番と同一の法人による申請で、昨年 8 月に一時転用期間 6 か月での許可となったものであり、経緯についても同様となります。
この案件についても、再許可後の申請や周辺の管理については改善が見られ、営農計画、作付状況等も収量確保のための改善策が講じられていることから、引き続き適切な営農の継続が徹底されることを条件に、当地区協議会においても一時転用期間 3 年間で許可相当と決定いたしました。
また、議案第 2 号 10 番の区分地上権の設定については、今回の営農型

- 太陽光発電設備が許可されたときに伴う設定であり、周辺農地への支障がないことから、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 10 番 委 員 続きますして、報告します。
番号 24 番と 25 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。
番号 24 番の譲受人は実家、25 番の譲受人は借家に住んでおり、双方とも自己の住宅を建築するため転用するものです。
許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第 5 地区協議会よりご説明いただきました。
番号 23 番について事務局から補足いただきたいんですが、特に、これは条件がついているんですよね。条件がつくというのは順調じゃないということですか。ということも含めてお願いします。
- 事 務 局 こちらは先ほど第 3 地区で発表があったものと同様の事業者で、8 月の際に 6 か月、許可を得たものだったんですけれども、今回、8 月の許可後からは管理状況、作付状況ともに良好となりまして、苗の植え付けも、当時よりも目標収量に達する程度に増えております。
ただ、今は良好なんですけれども、過去 2 回の経緯等がありますので、そちらも今後も、今回の半年と同じようにきちんと営農してくださいという意味を込めての条件になります。現地は、今は特段問題はありません。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
第 5 地区協議会より、番号 19 番から 25 番及び議案第 2 号番号 10 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 19 番から 25 番及び議案第 2 号番号 10 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 19 番から 25 番及び議案第 2 号番号 10 番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号 26 番から 28 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11 番 委 員	26 番をお伝えいたします。 譲受人は造園業を営む法人の代表をしております、申請地は信号のある角地でございます。周りは住宅地で、以前にも申請されて、造園を行っていて、問題なくやっておられますので、地区協としては許可相当と意見決定しましたので、再度のご審議、よろしく申し上げます。
12 番 委 員	27 番、28 番を報告いたします。 27 番は、28 番の建売分譲地の道路分として売買するものです。 28 番は、3 棟の建売分譲地として利用するため売買の予定です。 第 6 地区で現地を確認したところ、何ら問題ないため許可相当と意見決定いたしました。 再度ご審議、お願いいたします。
議 長	ただいま、第 6 地区協議会より番号 26 番から 28 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号 26 番から 28 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議 長	全員賛成でありますので、番号 26 番から 28 番を許可とすることに決定いたします。 なお、3,000 ㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見徴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。 また、事務の取扱いの結果につきましては、来月の定例総会で報告することといたします。
議 長	続いて、議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（案）が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。 市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いします。
農業政策課	お世話になります。改めまして、本年もよろしく申し上げます。 これより、担当より議案の説明をいたしますので、よろしく申し上げます。
農業政策課	それでは、私のほうから説明させていただきます。 お手元の資料で「農用地利用集積計画（案）」に基づき、提案させてい

たきます。お手元にご用意をお願いいたします。
こちらは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年度以降は農用地利用集積計画が廃止となることから、今年度中に臨時的措置として所有権移転のみについて権利設定を行うものとなります。
次に、資料について説明させていただきます。
資料の1ページから3ページまでは所有権移転についての詳細であり、合計38筆、面積合計は4万9,887㎡となっております。
なお、今回提案させていただきました計画案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと考えます。
最後になりましたが、公告日及び権利設定日は令和7年1月20日です。
以上が提案の説明となります。
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま担当より提案がございましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。
ちょっと教えてくださいませんか。もし分かればいいんですけども、●●●●●と●●●●●●●●、畑等で、何をこれからやろうとしているかという話はありませんか。

農業政策課 ●●●●●については、現状ですと野菜、ネギとかゴボウとか、そういうものを作っていると伺っております。
●●●●●●●●については、すみません、ちょっと自分のほうでまだ把握していないところがございます。

議 長 分かりました。ありがとうございます。
ただいまご提案のありました案件について、ご質問等ないようでありますので採決いたします。
本件を農用地利用集積計画（案）のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）

議 長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議に意見聴取した12月分の許可証の取扱いに係る太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取扱いをいたしましたので、ご報告いたします。
続いて、報告第2号から第5号について事務局よりお願いします。

事務局

事務局より報告いたします。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、19 ページに記載のとおり、2件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、20 ページから 25 ページに記載のとおり、34 件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、26 ページから 29 ページに記載のとおり、20 件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、30 ページから 36 ページまで記載のとおり、25 件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議長
委員
議長

報告第1号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

なし。

特になければ、以上で第18回定例総会を終了いたします。

閉会 令和7年1月10日（金） 午後3時